

平成二十一年五月十九日受領
答弁第三八二号

内閣衆質一七一第三八二号

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省の出先機関における勤務評定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省の出先機関における勤務評定に関する質問に対する答弁書

一について

農林水産省においては、農林水産省の改革の一環として、これまでの不適切な労使慣行を徹底的に点検しており、御指摘の報道内容については、本年三月に行った点検の過程で明らかになったものである。ただし、御指摘の「七年に一度、必ず特別昇給すること」をルールとして定めた取決めがこの点検の中で報告されたという事実はない。

二について

農林水産省においては、本年四月十七日に労使関係者で構成される「新たな労使関係構築検討会議」を設置し、透明性のある健全な労使関係の構築に向けて議論を行っているところである。農林水産省としては、当該会議の議論を踏まえ、御指摘のような取決めについては検証の後にこれらを破棄することとしており、他に不適切な労使慣行が明らかになった場合は、徹底的に見直していく方針である。

三から六までについて

農林水産省においては、農林水産省の改革の一環として、これまでの不適切な労使慣行を徹底的に点検

することを目的とし、今回調査を行ったところである。この過程で確認できた「文書」は、本年三月二十七日時点において存在する取決めに係るものとして農林水産省各機関から提出されたものであり、いつ頃から交わされていたものかについては確認はできていない。また、これまで報告されている取決めに関し、現時点で処分に当たる事案は確認されていない。